

## 米陸軍貯油施設から P F O S を含む汚染水が流出した事故に関する意見書

去る 6 月 10 日午後 4 時 46 分頃、うるま市字昆布にある米陸軍貯油施設（金武湾第 3 タンクファーム）から有機フッ素化合物の P F O S を含む汚染水が基地外に流出した。

消火剤に含まれる P F O S は、発がん性などの健康リスクが指摘され、国内では使用や製造が原則禁止されるなど、国際的にもストックホルム条約で規制されているにもかかわらず、基地外に流出させたことは許されることではない。

同地域は閑静な住宅街で、近隣には天願川も流れしており、市民への健康被害や自然環境への影響が危惧される。

ましてや健康被害が指摘される残留性有機汚染物質を含む汚染水の流出にもかかわらず、市への連絡が遅れたことは断じて許されない。

うるま市では、平成 15 年 9 月 24 日にも金武湾第 1 タンクファーム群において、航空機燃料の荷揚げ作業中送油管の一部から約 30 ガロン（約 100 リットル）の燃料漏れが発生しており、去る 6 月 2 日にも米軍 UH-1 Y ヘリコプターが津堅島に不時着したばかりで、繰り返される米軍による事故に対し、市民の憤りや不信感は頂点に達している。

よって、うるま市議会は、市民の生命・財産を守り、安心・安全な生活環境を確保する立場から、今回の P F O S を含む汚染水が流出した事故に対し厳重に抗議するとともに、下記事項について強く要請する。

### 記

1. 発がん性物質を含む有機フッ素化合物の使用、貯蔵、保管を行わないこと。
2. 具体的な再発防止策を早急に講じるとともに、安全管理を徹底すること。
3. 米軍に起因する事件及び事故の公表については、米軍及び関係機関との通報・連絡体制を明確化し、厳密かつ迅速に行うこと。
4. 老朽化した貯水槽施設については、改修もしくは撤去すること。
5. 事故発生時には「環境補足協定」に基づく立ち入り調査を認めること。
6. 日米地位協定を抜本的に改定すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 3 年 6 月 24 日

沖縄県うるま市議会

あて先

内閣総理大臣 外務大臣 環境大臣 厚生労働大臣 防衛大臣  
沖縄防衛局長 外務省沖縄担当大使 沖縄県知事